



Title	命令表現の日独語対照研究
Author(s)	中川, 裕之
Citation	言語文化研究. 2009, 35, p. 199-219
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/6675
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

命令表現の日独語対照研究

中 川 裕 之

In der vorliegenden Arbeit wird im Rahmen der Pragmatik eine empirische Untersuchung durchgeführt, die japanische Aufforderungen mit ihren deutschen Entsprechungen kontrastiert. Im konkreten Fall stellen sich im Folgenden einige Fragen: Gibt es eine Korrelation von Satztypen, Satzmodus und Modalpartikeln? Wie werden Direktiva in beiden Sprachen ausgedrückt? Wie wählt der Sprecher je nach Kontext und Situation auf eine direkte und indirekte Weise geeignete Ausdrucksformen? Die interrogative Form der Äußerung kann implizit eine Ablehnung übermitteln und diese inferenzielle Interpretation wird durch die Präsenz der explizit geäußerten Paraphrase verstärkt.

キーワード：命令，依頼，日独語対照

0 はじめに

Griffiths(1979:110)の研究成果に依拠しつつ Levinson は、9～18ヶ月の一語文の段階 (holophrase)にある子供の発話の力 (illocutionary force)が「依頼」(request),「呼出し」(summons),「挨拶」(greeting)等に限られる(1983:281)と言う。言語行為の方が言語それ自体よりも先に獲得されて体系的に現れる(Bates 1976:327ff.)という指摘は興味深い。話し手が聞き手になんらかの「要求」(Aufforderung; demand)を行うことは、一般に発話行為論の「発語内行為」(illocutionary acts)の一つ「行為指示型」(Direktiva; directives)に分類される(熊取谷 1995:15)。「命令系」(仁田 1991:159)とも換言しうる「要求」は、普通、話し手が聞き手に自らの要求に沿った動きの実現を訴えかけ「働きかける」(仁田 1991: 229)ことを指す。この「要求」には「命令」(Befehl; command)を筆頭に「禁止」(Verbot; forbid),「指図」(Anweisung; instruct),「懇願」(Beschwörung; entreaty),「促し」(Veranlassung; urge),「勧め」(Empfehlung; recommend),「勧誘」(Einladung; invite),「依頼」(Bitten; request),「助言(忠告)」(Rat; advise),「意志」(Wille; volition),「許可」(Erlaubnis; permission),「注意喚起」(Aufmerksamkeit; attention),「非難」(Vorwurf; reproach),「祈願」(Wunsch; good wish),「脅し」(Drohung; threaten),「拒否」(Ablehnung; refusal),「警告」(Warnung; warn)等の関連諸機能が包含される。

本論では映画を基盤資料とし、その中で当該諸機能が具現している日独語の「命令表現」——「命令文」(Imperativsatz / Befehlssatz) (Wunderlich 1984:95) は「要求文」(Aufforderungssatz) に含まれて「命令」「依頼」等の諸機能を遂行する文の総称とされることが多い(川島 1994:119f., Hindelang 1994:102) —— を対照し実証的に考察する¹⁾。発話行為論を批判的に検討しながら、関連諸議論と諸機能を「整理統合」(森山 2000:78) した上で、形式上明らかな明示的表現と、「皮肉」(Ironie; irony) や「あてこすり」(Sarkasmus; sarcasm) 等による非明示的表現に大別し、関連性理論による統一の見地から、交錯する当該言語現象の相違点を見極めつつ、可能な限り詳細な記述を試みたいと思う。

1 明示的表現

一般に「さっさと行け」「早く寝なさい」は「命令」, 「ここに名前を書いてください」は「指図」(Levinson 1983:275), 「後で連絡して」「窓を開けてくれないか」は「依頼」(中道・土井 1995:84) であると解される。ドイツ語や英語等で当該機能を果たす最も典型的な文タイプ(Satzmodus) は「命令文」である。それは「話者の発言内容を聞き手に実行させる発話内行為を遂行させるための文形式である」(川島 1994:93) と定義される。日本語の「命令系」の諸表現がどのようなドイツ語に置き換えられているのか。日独語における当該の明示的表現を対照し考察することから出発する。

1.1 命令文と関連諸表現

日本語学の森山によれば「命令」とは「聞き手が主語となる事態への行為拘束である」(2000:71) と言う。ドイツ語では命令法と接続法 I (Jussiv) の動詞形態を持つ命令文によって遂行されることが多い(川島 1994:376) と言われる。

- (1) Mach, dass du wegstommst! (ハク：すぐ戻れ) (00:12:06)
- (2) Wartet auf mich! (千尋：待ってえ) (00:07:59)
- (3) Und vergiss nicht: Ich bin dein Freund, Chihiro! (ハク：忘れないで。私は千尋の味方だからね) (00:20:39)
- (4) Augenblick! Wartet! (千尋：ちょっと待って) (00:26:33)
- (5) Keine Angst. Ich bin dein Freund, glaub mir! (ハク：怖がるな、私はそなたの味方だ) (00:15:40)
- (6) Hab keine Angst. (ハク：大丈夫) (00:15:55)
- (7) Keinen Mucks! (ハク：静かに) (00:16:35)

1) 本論は、共起度を表すと言われる各種スコア (MI-score, Log-Log score 等) を求めることで事足りりとするような計量的分析ではなく、言語のダイナミズムに迫る質的研究への新たな展開を目指すものである。その基盤資料として用いたのは、宮崎駿 (2001) 『千と千尋の神隠し』のドイツ語版 „CHIHIROS Reise ins Zauberland“ である。例文末尾の括弧内に記した数字列はタイムコード (hh:mm:ss) を表す。本文に例文を指示する場合、その通し番号の直後に各言語を示す記号 (D はドイツ語, J は日本語, E は英語) を添える。セリフと字幕に有意な差異があると判断される場合にはその例文を記載する。

- (8) Still jetzt. (ハク : じっとして) (00:19:50)²⁾
 (9) Sei still! Mach nicht so einen Krach! (湯婆 : うるさいねえ, 静かにしておくれ)
 (00:36:34)
 (10) Schnell weg! (ハク : 走れ) (00:19:00)
 (11) Geh an das andere Ufer des Flusses! (ハク : 川の向こうへ走れ) (00:12:16)
 (12) Los, macht euch gefälligst an die Arbeit! (釜爺 : 仕事しろ, 仕事) (00:29:17)³⁾
 (13) Na los! An die Arbeit, meine Kleinen! (釜爺 : チビども, 仕事だ) (00:25:51)
 (14) Tief Luft holen! Und anhalten! (ハク : 深く吸って。止めて) (00:18:26)⁴⁾
 (15) Und jetzt noch mal alle: Ziehen! (湯婆 : さあ引くんだよ, そーれ) (01:04:53)

ドイツ語の (1D) から (3D) は命令文によって典型的に「命令」機能が果たされている。(4D) は名詞 „Augenblick“ による表現だが、直後に、同じ内容が命令形の動詞 „Wartet!“ によって繰り返されている。(5D, 6D, 7D) は否定冠詞つき名詞 „keine Angst“, „keinen Mucks“ による表現で、特に (6D) には動詞 „hab“ が残存する。(8D) から (10D) は様態を表す形容詞 „still“ と副詞 „Schnell weg!“ による表現である。(11D, 12D) は前置詞句 „an die Arbeit“ を伴うが (13D) のように前置詞句だけでも表現可能であることが読み取れる。Weinrich が言うところの「会話場面や行為場面がはっきりしている場合には、場面の意味特徴が動詞の代わりをすることがある」(1993:131) 例である。(14D, 15D) は不定詞 „holen“, „anhalten“, „ziehen“ による命令表現である。

次に、日本語の (1J) 「戻れ」は典型的な動詞の命令形であり、相手を「促す」意を持つ叙法副詞「すぐ」(熊谷 1995:30) と共起している⁵⁾。ドイツ語の命令文 (2D) に対し、日本語の (2J) 「待ってえ」という発話は、話し手である千尋が目的行為の決定権を持っておらず、通常、成人男性は使わない性差表現であり、「命令」や「指図」と言うよりは「懇願」に近い。「懇願」とは、話し手の地位が聞き手のそれよりもあらかじめ下であるか、または自らの地位を下げ、相手の好意に依拠しながら要求することを指す、と仮定する。この映画では主人公である少女荻野千尋が現実世界と仮想世界のいずれにおいても最下層に位置し、運命共同体的な親密関係が前提とされることから、こうした懇願調の表現が多用されると考えられる。(3J) の「忘れないで」は、正しくは後続するはずの動詞表現「くれ」が省略されることにより、聞く者に穏やかな印象を与える。(4J) の「待って」は、通常、後続する「ください」が省略されて、敬体の「待ってください」や普通体の (5J) 「怖がるな」のようなぞんざいな禁止表現(庵他 2000:147) と異なる一種の緩和表現 (downgrader) と

2) パルティークルの „jetzt“ に関する議論は中川 (2007) を参照。

3) 動きの達成に向けての動き、動き達成への過程、動き達成への企ての遂行だけでなく、動きの成立そのもの・動きの達成を命じる「達成命令」(仁田1991:244)である。「働きかけ」の形式「やる」「やった」は、固定した形で、丁寧さの諸形式を持たないし、終助詞が付加されることも通常ない(仁田 1991:237f.)。「さっさとする、さあさあ、早く乗った、乗った」という表現で実現を要求されている事態は、「(さあ)仕事、仕事」という発話とほぼ同等であり、発話直後に実現されるべきものであると見なすことができる。

4) „So ist es brav. Und jetzt runterschlucken!“ (千尋 : 大丈夫。飲み込んで) (01:27:30) も不定詞による表現。

5) 叙法副詞とは「依頼」時に共起する「どうぞ、どうか、なにとぞ」、「勧誘」時の「さあ、まあ」、「願望・当為」時の「ぜひ、せめて、できれば、なるべく」等を指す(工藤2000:188f.)。

して機能している。(6J)の「大丈夫」は、話し手のハクにより聞き手の千尋がなだめられる状況だが、これは日本語で広く用いられる肯定的な表現である⁶⁾。(7J)の「静かに」と(8J)の「じっとして」は類似表現である。(9J)の「おくれ」は特に老人が用いる懇願表現、(10J, 11J)の「走れ」は、話し手が聞き手に対して動作を行うようにと「促し」「勧める」典型的な表現である。(12J)では動詞の命令形「仕事しろ」が用いられているが、(13J)では「仕事だ」のように、目的行為を言明するだけで命令相当の機能を果たそうとしている。(14J)について、可能な表現の選択肢は「吸いなさい、止めなさい」または「吸え、止めろ」だが、それら直接的な表現の使用を避けて、(7J)のように「テ形」(庵他 2000:149)を用いることで共感的な雰囲気をかもし出そうとしている。(15J)でも終助詞「よ」や行為開始の合図である「そーれ」を使うことで「連帯感」(Solidarität) (Harting 2007:112)を演出し、対象行為の遂行と目的の円滑な実現を目指している。

以上、広義の「要求」または「命令系」の名の下に把握される関連諸表現を、日独語について対照的見地から考察し、その全体像の輪郭を提示した。形式上、ドイツ語では命令文、接続法 I, 名詞、形容詞、副詞、前置詞句、不定詞によって実現されていた。対応する日本語では「省略」や終助詞「ね、よ」の使用等、最適な表現を選択するために、親疎、丁寧度、年齢、性差、イントネーション等といった要因をあわせて考慮しなければならない。しかしここに含まれる「懇願」「促し」「勧め」等との関連諸機能は複雑に絡みあっており、以下ではそれらを個別的に考察する。

1.2 命令形による「勧誘」

熊取谷 (1995:14) は、日本語における命令形の使用は「命令」をほぼ約束するものの、英語では命令形が「命令」以外に「勧誘(誘いかけ)」になると言い、Ikuta (1998:155f.) も FORM-command (命令形) が Acts of invitation と一部重なると言う。一人称複数主語が用いられて、話し手と聞き手が共に行為を行う「勧誘」(庵他 2000:146)になるのである。Zifonun (1997:1725f.) も指摘するように、こうした「勧奨法」(Adhortativ)と命令法との類縁性はそのままだイツ語にも当てはまる。

(16) Fahren wir nach Hause, Papa! (千尋：帰ろう、お父さん) (00:12:49)

(17) Gehen wir. (千尋：行こう) (01:46:49)

(18) Chihiro, wir fahren! (父：千尋、行くよ!) (02:01:09)

(19) Wir treffen uns an der Brücke. (ハク：橋の所へおいで) (00:45:42)

(20) Wir gehen nur mal ein Stück rein. (父：ね、ちょっとだけ) (00:04:41)

(16D, 17D) は動詞を文頭に配置した表現、(18D) から (20D) は平叙文の語順であり、ともに「勧誘」を表す⁷⁾。(16J) から (19J) では「しよう」「するよ」「おいで」という基本

6) 例えば „Jetzt ist alles wieder gut.“ (ハク：もう大丈夫) (00:16:10) など。

7) (19D) に後続する文： „Ich bring dich zu deninen Eltern.“ (ハク：お父さんとお母さんに会わせてあげる) (00:04:41) は、平叙文で「約束」相当の機能を果たしていると理解できる。

的な「勧誘」だが、(20J)ではやはり当該の動詞表現が省略されている。省略部分を補えば「ちょっとだけ(行こう/行かないか?)」のようになるが、あえて伝達内容を不完全に言明している。省略形「ちょっとだけ」のみを言明し、「途中まで言ってあとは相手に察してもらう」(堀江 1995:77)という方策をとり、自分の希望を間接的に表現しようとしている。

2 要素の付加と文タイプの変更

前節では典型的な命令文と考えられる日独語の諸表現を考察した。以下では、命令文に副詞や助動詞を“optional items”(Rose 1992:96)として付加し、文タイプを変更することによって命令系の関連諸機能が多様に表現される場合を考察する。強制的で直接的な「命令」が各種操作によって迂言(hedge)され、緩和される。その理由の一つは、山梨(1986:143)が指摘するように、発話の力を弱めて対人関係を維持することにあると思われる。

2.1 間投詞としての „Komm“ と „Los“ の付加

この種の発話においてしばしば付加されるのは „Komm“ や „Los“ のような要素である。これらは命令文や感嘆文の前に付加されて「ほとんど間投詞として聞き手の注意を引くために使用される」(吉田 1987:29, 鈴木 2007:67)と言う。

- (21) Komm, Chihiro. Beil dich! (母: 千尋, 早くしなさい!) (00:07:59)
- (22) Komm, schnell! Beeilung! (ハク: 時間がない, 走ろう!) (00:16:54)⁸⁾
- (23) Komm, schön kauen. (ハク: 噛んで飲みなさい) (00:15:55)⁹⁾
- (24) Komm, bitte! Nur ein Stück! Ein Beinchen, bitte! (蛙: 頼む, ちょっとだけ, せめて足一本) (00:33:43)
- (25) Komm schon, Baba, sei nicht so gemein! (坊: パーバのケチ, もうやめなよ) (01:56:55)
- (26) Na los, komm her! (湯婆: さあ, おいで) (00:36:00)
- (27) Also los, meine Kleine, versuch dein Glück. (釜爺: 自分で行って運を試しな) (00:30:24)

(21D, 22D) の „Komm“ は、典型的な命令文による「勧誘」——「千尋: こっちよ」(Komm zu mir! (01:13:49))——と同様、原義を保持する例であり、類義表現の „Komm“, „schnell“, „Beeilung“ が繰り返し発せられている。(23D) の „Komm“ は日本語の叙法副詞「さあ」に対応するものと考えられ、行動開始の「促し」「合図」として機能する。(24D, 25D) のそれは日本語の「おい」「ちょっと」と同様に話し手の方に注意を向かせるための表現である。(26D, 27D) の „los“ も、上の „Komm“ と同様、行為の開始を促す「合図」と

8) 「みなさん, 元気よく走りましょう」のような「誘いかけ」文は「働きかけ」に近い(仁田 1991:261)。
9) 命令形の前に配置された schön は「(子どもに対する命令等で)ちゃんと, さあ」(小学館独和大辞典(第2版)1998:2042)であり、相手の利益になると信じる話し手は聞き手にそうするように「勧めている」。

して働く。(23J)の「しなさい」は「命令」のように見えるが、当該行為の遂行が相手の利益になると話し手が信じていることから、ここではむしろ「勧め」「促し」「助言」¹⁰⁾であると解釈されるべきである。これらの例から「命令」「助言」等の諸機能は、相互に関連し隣接していることが読み取れる。

2.2 副詞 — bitte, mal, ja, doch, schon の付加

Weinrich(1993:271)によって「接触辞」(Kontakt-Morphem)と呼ばれる副詞の „bitte“ や „mal“, „ja“, „doch“, „schon“ 等の「様態詞」(Modalpartikel) (Weinrich 1993:841)は、命令文にしばしば付加される。小塩は „Bringen Sie mir ein Glas Tee!“ という例文を取り上げて「これは「命令文」であっても「依頼文」ではない」(1972:19)と述べ、「日本語の「してくださいませんか」が意味する「依頼」「お願い」は、ドイツ語では „bitte“ という一語が受けもっている」(ibid.)と主張する。つまり小塩は „bitte“ の有無によって命令文と依頼文を区別しようとしているのである。また田中(1992:69)も „bitte“ は丁寧な懇願の手段である」と言う。本節ではこうした見解の妥当性を検証しながら、上述の副詞群が命令系の諸表現と共起する事例について具体的に考察する¹¹⁾。

- (28) Bitte bleib bei mir! (千尋：ここにいて、お願い) (00:19:41)
- (29) Chihiro, setzt dich bitte hin. (母：千尋、座ってなさい) (00:03:22)
- (30) Nein, nein, nein! Bitte nicht! (千尋：いや、いや、いや) (00:15:40)
- (31) Jetzt warte doch! (千尋：待ってえ) (00:05:16)
- (32) Sieh mal, Chihiro, deine neue Schule! (父：千尋、新しい学校だよ) (00:01:19)
- (33) Schickt mir mal jemanden rauf. (蛙：おーい、一人こっちに貸してくれ) (00:54:21)
- (34) Jetzt fahr doch mal bitte langsamer! (母：あなた、いいかげんにして) (00:03:43)
- (35) Kommt schon! (釜爺：チビども、早くせんか) (00:26:00)
- (36) Trödel nicht rum! Mach schon! (湯婆：ぐずぐずしないでさっさと書きな) (00:40:24)
- (37) Na schön, meinewegen. Du da, komm mal her! (リン：チェ、そこの子、ついて来な) (00:30:29)

10) 「その行為が相手の利益になる場合」(森山(2000:72)を指す「勧め」だが、ドイツ語では命令文や接続法II、話法の助動詞 können によっても表現できる： „Komm, setz dich auf meine Schulter.“ (千尋：肩にのっていいよ) (01:47:21), „Geh einfach denselben Weg zurück, den du gekommen bist.“ (ハク：千尋はもと来た道をたどればいいんだ) (01:59:03), „Es wäre sicher besser, wenn Sie nach Hause gehen würden.“ (千尋：あなたは来たところへ帰った方がいいよ) (01:34:08), „Du kannst ruhig zu mir kommen!“ (千尋：私の所へ来てもいいよ)。「依頼」と「勧め」は表現上連続的である(沖1995:49)が、同様に「命令」「指図」「勧め」「許可」「助言(忠告)」も連続的であると言えるのではなかろうか。

11) 英語の“please”とドイツ語の„bitte“についてHouse(1989:117)は機能的位相関係を図示している。堀は、“please”は重ねて発話することによって強い依頼を表し、形式的にmodalを使うよりも、差し迫った要求を伝えることができる(2006:71)と言う。文末付加のpleaseは形式的で、話者の気持ちのこもらない義務的なpolite requestのように思われる(ibid.)と主張する。また「英語圏社会では丁寧な依頼として常に子供に使用させると言われる“please”だが(中略)おそらくイントネーションによって「心からの依頼」「表面的な依頼」等を区別することができるのであろう(2006:72)とも言う。川島によれば、商業文、広告文では常に読者に対して敬称の„Sie“を用いるが、その場合„bitte“はあまり用いられない(1974:210)。これはテキスト種類(Textsorte)に応じて„bitte“の出現も異なることを示唆している。

(28D)の命令文について、文頭に „bitte“ が付加されて、小塩および田中が主張するところの「依頼」「お願い」「懇願」機能を果たしていると考えられる。(28J)は「ここにいてください」の普通体(庵他 2000:149)および省略形であり、「お願い(します)」という典型的な「懇願」表現も後続している。(29D)は、„bitte“ が親から子どもに対する発話にも使われていることを示す例である。(30D)は否定辞に „bitte“ を付加しただけの簡素で力強い表現であり、恐怖におののき首を横に振るといふ非言語伝達行為と相まって、強烈な「拒否」「拒絶」表現となっている。(31D)の „doch“ は、Weinrich (1993:855)によって「命令法と結びついた場合に丁寧な間接性を表現する」と言われる、「日常語の、丁寧だが拘束力のない形式においても用いられた」(ibid.)例である。(31J)は、10歳の少女である千尋がいかにも子供っぽく甘えた口調の「懇願」であり、(31D)も、岩崎による「要求文に用いられ、先行する発話や場面を受けての要求の実現を強く求め、話し手の気持ちを反映する」(1998:297)という説明が適合すると考えられる „doch“ である。(32D, 33D)の „mal“ は「要求文に用いられ、その要求の口調をやわらげる働きをする」(岩崎 1998:762)。(32J)の「よ」の存在意義は、話し手の父親が聞き手である娘に対して「知らないことに注意を向けさせること」(庵他 2000:167)にある。(33J)は、人間関係の親疎、地位の高低、男女差等が関与する表現選択にあつて、ほぼ同等の職階にあると想定される従業員同士の会話の中で普通体「してくれ」が用いられた「依頼」表現である。文頭の „jetzt“ そして „doch“, „mal“, „bitte“ が共起する(34D)は、話し手である母が、聞き手であり車の操縦権を握る父による乱暴な運転に対して恐怖を感じ、そんな危険運転をやめるようにと「懇願」する発話である。(34J)では「して」と言い切る省略形が用いられている。(35D, 36D)の „schon“ および(37D)の „schön“ は、日本語の叙法副詞「さっさと、ちゃんと」に対応して行動を「促す」。これらはいずれも話し言葉でよく用いられるパルティークルであり、話し手の微妙な心的態度を表しうる。

2.3 文タイプ：平叙文と疑問文への変更

本節では、命令文とは異なる文タイプ——すなわち平叙文や疑問文——を使用することによっても、関連する当該諸機能が果たされている具体例を示しながら考察する。

- (38) You are to leave tomorrow. (君は明日たつことになっている) (Sperber & Wilson 1986:247)
- (39) Unterschreib mit deinem Namen. Ich gebe dir Arbeit. (湯婆：そこに名前を書きな。働かせてやる) (00:40:10)
- (40) Was hast du? Es wird alles wieder gut. (リン：どうしたの？しっかりしろよ) (00:44:00)
- (41) Und ihr anderen helft mir, ja? (銭婆：お前達、手伝ってくれるかい?) (01:51:04)
- (42) Bringst du sie zu Yubaba rauf? (釜爺：おめえ、湯婆んとこへ連れてってくれねえか) (00:30:07)

(38E) は平叙文による陳述であるが「命令」機能を果たしていると解釈することも可能である。(39D) の発話は、前半が命令文、後半が平叙文からなるが、聞き手が望む就労の「許可」を話し手である湯婆が与える場面である。(40J) では、職場の先輩である話し手のリンが、先の見えない状況を悲観して落ち込む後輩の千尋に対して「しっかりしろよ」と「促し」励ます場面である。これに対応するドイツ語の(40D)は、日本語では「またきつといいことがあるから」という位に訳される平叙文だが、迫り来る未来を楽観するように話し手が聞き手のために祈る、いわば「祈願」の性質もあわせ持つ(後述の3.2.5節も参照)。(41J)の銭婆による発言「くれるかい」は、二人称複数主格をとって「てくれるか」という疑問文形式に書き換えられる。(42J)の「てくれねえか」は二人称単数主格をとって「てくれないか」に置換できる否定疑問文である。いずれも疑問文形式にされることで、話し手から聞き手への「働きかけ」(仁田1991:259)の強度が、強い「命令」から弱い「依頼」へと変更される。これらは、発話に待遇性を反映させて、発話の間接性や「丁寧さ」(Höflichkeit; politeness) (Brown & Levinson 1987:206)を保証するための重要な方策である。これにより、話し手は人間関係に破綻を来しうる表現をある程度回避できるし、聞き手にはその「依頼」が「断りやすく」(森山1995:95)なる。このように「依頼」は、話し手が意図する目的を達成するために様々な方策が用いられるという点で、一方的かつ強制的な「命令」とは異なる。

3 間接的表現の利用というストラテジー

命令文から出発し、間投詞と副詞の付加および文タイプの変更によって「命令系」の諸機能が果たされる様子をこれまでに具体例を示しながら論じてきた。ここで助動詞を加えることにより、一層豊かで多様なモダリティを表現できるようになり、「間接依頼」(indirectly requesting) (Levinson 1983:264) 表現の系列が形成される¹²⁾。「依頼」という機能が日本語の「てください」という表現といかなる関係にあるのかについて検討し、その問題点の所在を見極めた上で、各助動詞の用いられた具体例を考察・分析し、その諸特性を明らかにする。

3.1 「依頼」と「てください」との関わり

「しろ」「してくれ」は文体上ステータスの低い「働きかけ」であり、目下の人に敬意の配慮なしで発話する「命令」または「懇願」であると解釈される。これに対して「依頼」は「命令のように話し手が聞き手に対して権威のある地位にいるわけではない」(浜田1995:69)。つまり、話し手が聞き手に負担を課すことを意識しつつ、一応の敬意と心理的平等を含む上下関係、すなわち待遇性が顧慮された「要求」の一種なのである。話し手

12) 今回用いた資料からは助動詞 *mögen* による当該表現は見出されなかった。しかし次の資料: Ende, M. (1973): *Momo*. K. Thienemanns Verlag, S.115. (大島かおり訳『モモ』岩波書店1996, p.167) では、„Der Agent BLW/553/c möge vor das Hochgericht treten!“ (ナンバー BLW/553/c, 重罪裁判の法廷のまえに進み出よ!) のように、被告人に対する裁判官の発言で用いられていることを確認している。

が目的を達成するためには、直接的かつ強制的な「命令」表現よりも、むしろ緩和的で慣習的な間接依頼表現の使用の方が好まれる (Blum-Kulka et al. 1989:45, 佐々木 1995:62f.)。英語による「依頼」場面ではそうした緩和表現がよく使用される (佐々木 *ibid.*) と言う。日英語対照研究を概観すると「依頼」を待遇表現やポライトネスといったテーマと関連させて論ずるものが少なくない (佐々木 1995:63)。間接依頼の定型表現の一つには、聞き手の能力を問う「できますか」がある。(43) は英語の例, そして (44) はドイツ語の例である。

(43) Could you tell me the way to the station? — Turn right at the traffic lights and keep straight on. (例文は Sperber & Wilson 1986:250 より)

(44) Können Sie den Wagen wegfahren? (例文は Blum-Kulka 1989:40 より)

聞き手の「意志」を問う「てくださいますか」(“Will / Would you pass me the sugar?”), 話し手の要求・願望を表す「したいのですが」(“I would like to talk to Ms. Wilson.”), 聞き手の行為遂行の義務・根拠を提示する「すべきではないでしょうか」(“You should / had better...”), 聞き手の行為遂行の障害や否定の可能性を問う「するのはお嫌ですか (“I hope you won’t mind if... / Would you have any objections...”) 等もある。

(45) I was wondering if you could possibly present your paper next week, instead of the week after? (例文は Blum-Kulka 1989:62 より)

Wunderlich (1976:308f.) も類似の系列を提示しているが、いずれも Searle (1969:66f.) の分類に遡る¹³⁾。日本語の当該定型表現には、否定をからめた「てくだいませんか」や「ていただけませんか」、話し手の「意志」を含む「ていただきたいのですが」、使役をからめた「させていただきたいのですが」、「許可」を求める「てもよろしいでしょうか」、「可能」をからめた「見られますか」等がある (中道・土井 1995:87)。

「敬体の「てください」を用いると相手に丁寧にお願いする「依頼」となる」(熊取谷 1995:16, 森山 2000:71) というように、「依頼」を「てください」と関連させた記述も散見される。しかし、例えば役所の窓口で、役人という話し手による「ここに記入してください」は「指図」であると解釈するのが適当であろうし、口利きの成功報酬を手渡すときに用いられる「どうぞお受け取りください」は聞き手の利益につながるので「勧め」、刺身を食するときの「ちょっとわさびをとってください」は話し手の利益となる「依頼」、なかなか承諾しない湯婆に執拗に迫る千尋の「お願いですから仕事をください」は「懇願」、これは「働きたいんです」という話し手の「意志」にも結びつく。これらのことから「てください」を単に「依頼」と言うことには無理がある (中道・土井 1995:88)¹⁴⁾。

13) 類似の分類に基づき “imposition” (強要) の度合いという観点から調査した研究に堀 (2006) がある。

14) 中道・土井 (1995:86) による調査では「てください」が「依頼」であると解釈される場面の例はわずかで「勧め」や「指図」の方が多い。ここで言うところの「指図」とは「しかるべき立場にある人が当然の資格・権限をもって行為を要求する」(中道・土井 1995:84) ことを意味する。中道・土井 (1995) のように “instruction” は「指示」という語の使用もありうるが、これは言語学的文脈では通常 “referance” の意味で用いられることが多く、本論では混乱を避けるために「指図」という用語に統一した。

3.2 助動詞の使用によるモダリティの付加

3.2.1 sollen

(46) Du sollst herkommen! (湯婆：おいでな) (00:36:05)

(47) Die Frauen sollen auch mit zupacken! (湯婆：女も力を合わせるんだ!) (01:04:22)

(48) Du solltest dich was schämen! (リン：よしなさいよ，もう) (00:29:29)

(46J) は「私のところへ来なさい」，(47D) は「一緒に引っ張れ」，(48D) は，字幕では „Schäm dich!“，日本語では「よした方がいいのでは」と訳されるように，「勧め」「助言（忠告）」である。„sollen“ は，二人称主語の „du“ と共起して「命令」「指図」，話し手または第三者の「意志」としての「促し」，接続法 II の „sollte“ による「助言（忠告）」として機能する。話し手の口調によっては，若干，非難めいた印象をも与える。それは同時に「事態実現に対する当為・評価的な捉え方」（仁田 2000:84）を表明することにつながるからである。

3.2.2 wollen

(49) Das ist zu gruselig! Ich will hier wieder weg! (千尋：ここ嫌だ，戻ろう，お父さん) (00:04:36)

(50) Bitte, ich will weiter fahren, Papa! (千尋：戻ろうよ，お父さん) (00:04:54)

(51) Ich will, dass Sie mir Arbeit geben! (千尋：ここで働きたいんです) (00:38:23)

(52) Ich... ich wollte Sie fragen, ob Sie mir Arbeit geben. (千尋：あの，ここで働かせてください) (00:36:56)

(49D) から (51D) は „ich will...“ のようにいずれも一人称主語から見た表現である。(49J, 50J) の「戻ろう(よ)」は「提案」「勧誘」「懇願」であると解釈できる。(51J) の「働きたい(んです)」から読み取れるように，(51D) は基本的に話し手から見た「意志」「願望」なのだが，それが時に聞き手には「仕事をください」という「依頼」「許可」を求める「要求」であると解釈することもできる。(52D) は接続法 II の „ich wollte“ を使用することにより緩和されて，定型的で丁寧な慣用的間接依頼文へと変容する。(52J) の「させてください」は (50D) の „bitte“ やそのイントネーションと同様に「懇願」的な印象を与えている。

3.2.3 können

(53) Also schön, du kannst ja im Auto auf uns warten. (母：千尋は車の中で待ってなさい) (00:05:08)¹⁵⁾

(54) In der Zwischenzeit kannst du ruhig loslassen. (リン：もう放しても大丈夫だよ) (00:57:35)

15) 例えば「ぜひ見ていってください」(沖 1995:45)「好きなように書きなさい」という命令文は，同時に「勧め」「許可」の意を表している。感謝表現の「ありがとうございます」という発話が，後続する隣接ペアの表現として現れうることからわかる。

- (55) Du kannst dich auch setzen. (銭婆：お前もお座りな) (01:50:03)
- (56) Du kannst doch nicht einfach so verschwinden! (母：だめじゃない，急にいなくなっちゃ) (01:59:57)
- (57) Kannst du mir bitte sagen, wie ich zu ihr komme? (千尋：お姉さんのいる所を教えて) (01:29:59)
- (58) Kannst du sie vielleicht zu Yubaba raufbringen? (釜爺：おめえ，湯婆んどこへ連れてってくれねえか) (00:30:07)
- (59) Können Sie mir nicht wenigstens einen kleinen Hinweis geben? (千尋：でも，あの，ヒントかなにかもらえませんか?) (01:50:45)¹⁶⁾
- (60) Wenn du magst, kannst du gern bei mir bleiben und mir ein wenig zur Hand gehen. (銭婆：お前はここにいな，あたしの手助けをしておくれ) (01:53:07)¹⁷⁾
- (61) Könnt ihr mir bitte meine Schuhe bringen? Und meine Kleider? (千尋：みんな，私の靴と服，お願いね) (01:30:26)

(53J) の命令文「待ってなさい」は「好きなようにしろ」に比類する「許可表現化した命令」(仁田 1991:251)である。「行きたければ行け」といった「放任」にも近い。(54D, 55D) は二人称主語と共起する平叙文で「許可」「促し」を表す。(56J) は母に無断でその場を離れた千尋を「非難」する場面である。これに対応する(56D)では„können“を否定することで不可能性を言明して当該行為を「禁止」しようとする。(57J)における「お姉さん」とは双子の姉の湯婆を指し，その居所を「教えて(ください)」と「依頼」する。「てくれないか，てくさいませんか，ていただけませんか，すべきではないでしょうか」等，疑問と否定が「命令」に付加され緩和されて，丁寧度に関してより高次の「依頼」となる。(57D) から(61D) について文字表現上 (literal) は可能性を尋ねる「質問」形式だが，話し手が意図する伝達内容は，聞き手に何らかの行為の遂行を求める「依頼」であり，話し手が聞き手の有する情報を自分の利益のために求める典型的な間接依頼表現である(山梨 1986:115f.)。「依頼」は聞き手に一定の負担を課すため，疑問文を用いてまず相手の意向を尋ね，キャンセル可能な余地を確保し，その面子 (face) を損なうことがないように配慮する。上記のように，副詞 „bitte“, „vielleicht“, „wenigstens“, „gern“ を共起させることも，その方策の一つである。日本語の(57J) から(61J) の表現には，年齢や性差，上下，親疎等の要因が，敬体と普通体という文体と終助詞の選択に反映しており，ドイツ語とはいくぶん事情が異なる。

3.2.4 dürfen

- (62) Aber du darfst dich nicht umdrehen, bis du den Tunnel wieder verlassen hast. (ハク：でも決して振り向いちゃいけないよ，トンネルを出るまではね) (01:59:04)

16) 字幕には „Können Sie mir wenigstens einen kleinen Hinweis geben?“ と記載されている。

17) 字幕には „Und du kannst gern bei mir bleiben und mir zur Hand gehen, wenn du magst.“ と記載されている。

- (63) Nein, du darfst nicht weggehen! Bitte bleib bei mir! (千尋：いや，行かないで。ここにいて，お願い) (00:19:41)
- (64) Du darfst auf keinen Fall hier bleiben! (ハク：ここには必ず見つかる) (00:19:33)
- (65) Und du darfst dich unter gar keinen Umständen von ihm abweisen lassen! (ハク：断られても，粘るんだよ) (00:20:14)
- (66) Bei wem darf ich mich bitte bedanken? (湯婆：褒めてやらなきや。誰だい，それは。教えておくれな) (00:38:06)

„dürfen“ はもっぱら否定と共起して「命令」の一種である「禁止」を表す。(62D) から (65D) はまさにその典型例であり，„nicht“，„auf keinen Fall“，„unter gar keinen Umständen“ のような否定表現と用いられて「禁止」が表現される。(63D, 66D) ではやはり „bitte“ が付加されて「懇願」調になる。(62J, 63J) は聞き手の利益になることを信じる話し手による「禁止」「懇願」，(64J, 65J) は陳述文で「勧め」「助言」が表現されている。(66J) は，悪意を持つ湯婆が千尋に対して「依頼」「懇願」を行おうとする場面である。(66D) では „dürfen“ によって「してもよろしいでしょうか?」というように，普段とは全く逆の立場，すなわち下の立場から，千尋に「許可」を求めて猫なで声で媚びるように質問する。自らの求める情報を得るためには手段を選ばず間接依頼を実行しようとしている。この例のように「依頼」の使用場面では上下関係のような待遇性が前提とされることが多い。

3.2.5 müssen

- (67) Wenn du hier wirklich arbeiten möchtest, musst du hoch zu Yubaba. (釜爺：どのみち働くには湯婆と契約せにゃならん) (00:30:24)
- (68) Ab hier musst du laufen. (リン：ここから歩け) (01:38:01)
- (69) Das musst du herausfinden! (湯婆：それを調べるんだ) (00:56:54)
- (70) Hier musst du ziehen, um das Wasser rauszulassen. Probier mal. (リン：これを引けばお湯が出る。やってみな) (00:57:10)
- (71) Deinen richtigen Namen musst du geheim halten. (ハク：本当の名前はしっかり隠しておくんだよ) (00:49:47)
- (72) Wenn wir über die Brücke gehen, musst du die Luft anhalten. (ハク：橋をわたる間，息をしてはいけないよ) (00:17:50)
- (73) Aber du musst aufpassen. (釜爺：間違えるなよ) (01:31:35)¹⁸⁾
- (74) Schnell, mach den Mund auf, schluck das! Du musst das schlucken. (ハク：口を開けて，これを早く) (00:15:45)
- (75) Das musst du dir ansehen! Komm! (父：こっち，こっち) (00:09:08)

18) 字幕には „Lieber nicht, sonst verfahren wir uns.“ と記載されている。

- (76) Tut mir Leid, aber dieser Aufzug fährt nicht nach oben. Da müssen Sie sich leider zu einem anderen bemühen. (リン：お客様、このエレベーターは上へはまいりません。他をお探してください) (00:32:28)¹⁹⁾
- (77) Wenn der Herr nach oben will, müssen Sie einfach nur den Hebel umlegen. (リン：上へ行くお客様、レバーをお引きくださいーい) (00:33:56)
- (78) Bei der 6. Haltestelle musst du aussteigen. Sie heißt Sumpfboden. (釜爺：電車で6つ目の『沼の底』という駅だ) (01:31:27)²⁰⁾

„müssen“は「ある叙述の有効性を要求する強制力の存在を言明する」(Weinrich 1993:300)。(67J)の「せにゃならん」は「しなければならない」の口語形であり、最も基本的な「ねばならない」という「義務」「必要」を言明する。(68D)から(75D)における„du“と„müssen“との組み合わせは広く用いられている²¹⁾。(68J, 69J)の「歩け」「～するのだ」という表現や、(71D)の字幕が命令文 („Behalte deinen richtigen Namen geheim.“)で表されていることが両者の置換可能性の根拠を与えてくれる。(70J)の「やってみな」は、上司リンの、部下千尋に対する職務上の「指図」であるが、これも「しなさい」「試してみなさい」と言い換えられる。(71J)から(73J)における「隠しておくのだ」「息をしておけない」「間違えるな」は「指図」「勧め」「助言」であると解釈できる。いずれの例にも終助詞「よ」が用いられているのは、そうすることが聞き手にとって必要であるという結論を話し手が持っており、その必要性を聞き手にも認識させる目的で話しているからである(益岡 1991:98)。日本語の(74J, 75J)では「これを早く(飲みなさい)、こっち(に来てご覧なさい)」のように、やはり一部省略されている。これに対してドイツ語の(74D, 75D)にそうした省略は見られない。平叙文形式の(76D, 77D)は、賓客に対する丁寧な「指図」「勧め」として機能している。(76J, 77J)の「お～ください」は「聞き手が上位者である場合に限られる」(宮崎他 2002:65)。(78J)による表現の背後には、やはり「降りなさい」という「指図」「勧め」「助言」が隠れている。この例の存在は、日本語の方がドイツ語よりも状況依存度が高いと主張しうるきっかけを与えてくれる。

(79) Du musst durchhalten! (千尋：ハク、しっかり!) (01:26:49)

(80) Ich muss aufwachen! (千尋：覚めて) (00:14:18)²²⁾

(79J)を換言すれば「しっかりしなさい」「気をしっかり持って」「元気を出して」という励ます「促し」の発話なのだが、これらはいわば「祈願」の発言であり、それを聞いたからといって、聞き手が努力してもすぐよくなるように何かできるものではない(今井 2001:92, Blakemore 1992:112)。(80J)で、千尋は十分目覚めているにもかかわらず、眼前に目撃している光景は悪夢であって事実ではないと自分に言い聞かせ、無理やりそう思

19) 字幕には „Da müssen Sie leider einen anderen nehmen.“ と記載されている。

20) 字幕には „bei der 6. Haltestelle“ ではなく „an der 6. Haltestelle“ と記載されている。

21) „wir“ と共起することで「勧誘」になる: „Wir müssen hier weg!“ (ハク：時間がない、走ろう) (00:16:54)

22) この文に先行するのが „Wach auf! Wach auf! Wach auf!“ (千尋：覚めろ、覚めろ) (00:14:15) というほぼ同義の命令文である。

い込もうとしているところである。したがってこの発話は独白であり他に聞き手は存在しない。「発話・伝達のモダリティ」には、聞き手たる相手を明確に前提・必要とするものもあれば、相手たる聞き手をさほど必要としないものもある(仁田 1991: 228)。これは Blakemore (1992:112) が “Please don’t rain.”(頼む、降るな) という例を用いて示した、聴衆のいない場合 (audienceless cases) に相当する。そもそも聞き手がないので話し手が何かをさせようとしているとは言えない (Blakemore 1992:111)。

3.2.6 lassen

- (81) Schatz! Lass uns umkehren! (母：あなた、戻りましょう) (00:04:07)
- (82) Papa! Komm, lass uns gehen! (千尋：お父さん、帰ろう) (00:12:45)
- (83) Lass das lieber nicht, dass wir uns noch verfahren. (母：やめてよ、そうやっていつも迷うんだから) (00:03:02)
- (84) Lass du mich bitte los! (千尋：離してくれる?) (01:21:37)²³⁾
- (85) Lässt du mich bitte los? (千尋：お願い、手を放して) (01:22:06)
- (86) Bitte lassen Sie mich hier bei Ihnen arbeiten! (千尋：働かせてください) (00:39:39)
- (81J) から (83J) は父を引き止めようとする母娘による「勧誘」「懇願」である。これに対応する (81D) から (83D) における「非再帰動詞の lassen は命令法で受動の意味を伴い、ときに丁寧な言葉づかいとして用いられるが、ステレオタイプの儀式ばった使用域で使われる」(Weinrich 1993:285)。さらに「再帰的に用いられる動詞 lassen によって、命令法表現がしばしば受動的に行われて」(Weinrich 1993:270)「勧誘」が実現される(ザトラウスキー 1993:47)。(84D, 85D) と (84J, 85J) の例文対はある意味において交差的である。というのも (85J) と (86D) は疑問文形式だが、(84D) と (85J) では命令文形式で表現されているからである。つまりこの対は「懇願」「依頼」という機能が、異なる文タイプによって遂行されるということを示す根拠になる。(86J) では、湯屋を統括する湯婆に向かって、この世界で生き延びるために「働かせてください(=仕事をください)」と千尋が「懇願」する場面である。(86D) において、その強い願いは「懇願」の „bitte“ とともに明瞭な口調からも伝わってくる。「話し手は聞き手が彼の発話をどのように理解するように期待されているか、イントネーションを使って示すことができる」(Blakemore 1992:100) ののである。

4 非明示的表現

上に論じた諸表現は、慣用的間接依頼表現を含めるならば、ほぼ文字通りの理解が可能なものばかりであった。しかし例えば「回数券、持ってる？」という発話が「一枚くれないか」という「依頼」の意を伝える(宮地 1995:11)ということもまたよく知られる語用論的な情報処理である。本節では関連する命令系の非明示的表現について考察する。

23) このセリフには主語 du が示されている。字幕には、通常の主語なし命令文である „Lass mich bitte los!“ が記載されている。

4.1 「陳述」から「指図」「促し」「脅し」へ

- (87) So, Ihr Raum ist gleich vorne links. (蛙：右手のお座敷でございます) (00:33:20)²⁴⁾
- (88) Da wären wir! (リン：着くよ) (00:32:16)
- (89) Da wären wir, bitte aussteigen! (蛙：到着でございます) (00:33:13)
- (90) Aber die Umzugsleute werden jeden Moment kommen. (母：引越しセンターのトラックが来ちゃうわよ) (00:04:41)
- (91) In der nächsten Etage steigen wir noch mal um. (リン：もう一回乗り継ぐからね) (00:32:09)
- (92) Aber wenn du nur einmal jammerst oder sagst, dass du Heimweh hast, verwandle ich dich in ein Ferkel! (湯婆：そのかわりイヤだとか帰りたいとか言ったらすぐ子豚にしてやるからね) (00:40:10)

(87D, 87J) は、エレベータのドアが開いた時に案内役である話し手が、聞き手の客に向かって発した「陳述」すなわち事態の描写であるが、聞き手には問題なく「指図」「促し」であると解釈される。(88) から「推論」(infer) (Sperber & Wilson 1986:13) できるのは、(89D) に言明されているような賓客に対する敬体の発話 „bitte aussteigen“ (どうぞお降りください) であるか、仲間同士による普通体の「降りな」という「促し」、もしくは「(一緒に) 降りよう」という「勧誘」である。ドイツ語の (88D, 89D) では、一人称複数主語の „wir“ と接続法 II の „wären“ がセットで用いられており、仲間同士による気楽な場面 (88) でも、丁寧さが必要な場面 (89) でも使用可能な表現であることがわかる。(90D) は外見上、未来時制の陳述文なのだが、話し手である母による真の伝達意図は、父による「中へ入ろう」という提案に対する「反対」および「拒否」にある。明示的に「拒否」「警告」表現を言明するのではなく、非明示的表現によって、理由を提示し「注意を喚起する」ということが間接的かつ婉曲になされている。これに対して日本語の (88J, 89J) では、上下、親疎という関係性が深く関与するため、場合に応じて異なる表現を選択せねばならない。事実 (90J) でもドイツ語の方には確認されない女性的性差表現「わよ」が用いられている。セリフの (91D) では、前域の前置詞句 („in der nächsten Etage“) が字幕では時の副詞 „gleich“ に置換されているという違いはあるものの、文字表現上、一人称複数主語 „wir“ を有した陳述文である。しかしこの発話を聞き手は「情報提供」のための文とは理解せず、エレベータを乗り継ぐことの「指図」「促し」もしくは「注意喚起」として正しく解釈することができる。条件文を伴う (92D) も形式上は陳述文だが、(92J) の「～にしてやるからね」という日本語から推測できるように、聞き手はこの発話を「脅し」として解釈できるのである。

24) 日本語では「右手のお座敷」とあるが、ドイツ語では „links“ となっている。ドイツ語翻訳者のケアレスミスと思われる。

4.2 反語的な「命令」「指図」と「非難」

- (93) Und die Socken kannst du auch dalassen! (リン：靴下も) (00:30:48)
- (94) Du könntest dich bei Kamaji bedanken! (リン：あんた、釜爺にお礼、言ったの?) (00:30:57)²⁵⁾
- (95) Willst du nicht mal danke sagen? (リン：あんたねえ、はい、とか、お世話になります、とか言えないの?) (00:30:38)
- (96) Willst du denn nicht erst mal anklopfen? (湯婆：ノックもしないのかい) (00:35:44)
- (97) Was willst du denn mit den Schuhen? (リン：靴なんか持ってどうするのさ) (00:30:48)
- (98) Wie lang muss unser Gast denn noch warten? (蛙：お客様がお待ちだぞ、もっと早く出来んのかそこ!) (01:11:38)

焦点要素だけからなる (93J) の発話「靴下も」を聞いたならば聞き手はその主旨を理解するのに困惑するかもしれない。しかしこの先行発話は (98J) であり、その主旨が「靴下も置いてこい (きなさい)」という「命令」「指図」であると同時に「靴下も持ってきてはならない」という「禁止」であることを正しく理解する。ここで聞き手はコンテキストと状況を用いて話し手の伝達意図を推論できるのである。隣接する発話は相互に関連があり、聞き手は必要に応じて世界に関する知識等を援用しながら、不十分で表面的な文字表現を越えた内容を捉える。(94J) も伝達されるべき内容は直接言明されていない。(94D) において、職務上の上司であり話し手であるリンは、部下であり聞き手である千尋に対して、接続法 II の „du könntest“ を用いることによって「(お世話になった釜爺に) お礼を言うことができるのではないかと」「尋ねる」と同時に「もし感謝を述べていないのであれば、それは道理やマナーに反する態度であるのだから、お礼を述べなければならない」と「助言 (忠告)」し不作法を「非難」している。(95D) から (97D) はいずれも „willst du ...?“ という疑問文形式であるが、話し手の伝達意図は、聞き手の「意志」の有無を尋ねることにあるのではなく、「お世話になります (=ありがとう) と言いなさい」「(部屋に入る時にはノックをするのが礼儀であるから) ノックをきなさい」「靴を持ってきてはならない (=置いてきなさい)」という「命令」「禁止」「指図」にあり、それらが反語的に表現されているのである²⁶⁾。「疑問命令文」(whimperatives) (Sadock 1970:224) とも呼ばれる (98D) において „müssen“ は「お客はどれほど長く待たねばならないのか」のように訳すことも可能だが、ここでの発話の伝達意図は、仕事の遅い聞き手たちに対する「非難」。「もっと早く料理を作れ」という「命令」「指図」にあり、事実、聞き手はそのように正しく解釈できるのである。

25) セリフでは „Und wie wär's, wenn du dich bei Kamaji bedanken würdest?“ と発話されている。

26) (96D) のその解釈は、後続する „Was für eine erbarmungswürdige, mickrige kleine Person!“ (湯婆：ま、みっともない娘が来たもんだね) (00:35:49) というセリフによって裏付けられる。

4.3 皮肉めいた「脅し」と「拒否」

- (99) Soll ich dir den Arm brechen? (坊：こんな手すぐ折っちゃうぞ) (01:22:15)
- (100) Soll ich euch wieder in toten Ruß verwandeln? (釜爺：ただのスに戻りてえのか!) (00:28:53)
- (101) Warum sollte ich eine wie dich bei mir einstellen? (湯婆：なんであたしがお前を雇わなきゃならないんだい) (00:38:32)
- (102) Was sollte ein halbes Hemd wie du arbeiten können? (湯婆：そんなヒヨロヒヨロに何ができるのさ) (00:37:09)
- (103) Du kannst nicht so etwas Teures verlangen! (蛙：そんなもったいないことができるか) (00:56:01)²⁷⁾
- (104) Dann musst du eben kräftig schrubben! (蛙：手でこすればいいんだ) (00:56:14)
- (99D, 100D) はいずれも „sollen“ による反語的表現である。ここでもやはり文字通りの情報を伝達しようとしているのではない。(99)で、話し手の坊は、本当に千尋の手を折ってしまったら遊んでもらえないことを知っており、(100)では話し手の釜爺も、彼らがただのスに戻りたくないことを知っている。こうした間接的で非明示的な表現を用いることで、話し手が聞き手に伝達を意図しているのは、(99J)の「折られたくないなら言うことを聞け」、(100J)の「スに戻りたくないのなら働け」という反語的な「脅し」そして「命令」(Leech 1983:117)なのである。(101J, 102J)は、文字表現上、話し手の湯婆が、聞き手の千尋を、必要とされる労働力としては用をなさない蔑むべき存在である、ということを示しているが、それはあくまで千尋が希望する当地での就労を「拒否」するための理由を述べているにすぎない。(101D, 102D)でも、接続法IIの „sollte“ が用いられて「一体なぜ私がお前を雇わねばならないのか(否、その必要はない)」ということが言明されていて、話し手の伝達意図「拒否」は反語的に暗示されるのみである。(103J)は汚れた風呂桶をきれいにするために、千尋がリンに命じられて番台に薬湯の札を取りに遣わされた場面だが、番台役の蛙は「そんなことができるか(否、できる訳がない)」と反語的に「拒否」する。(104)では、話し手の蛙が千尋の要求に応じる気はないということを伝達するのに「手でこする」という対案を提示することにより非明示的に「拒否」を伝えようとしている。
- (105) Gleich ist die Nase ab! (リン：鼻がなくなるよ) (00:31:42)
- (106) Jetzt schlaf nicht ein! (リン：早くしろよ) (00:31:36)
- (107) Du bist wohl nicht grad die Hellste. Komm, beeil dich! (リン：ドンくさいね、早くおいで) (00:30:42)²⁸⁾
- (108) Bist du verrückt? Ich bin doch nicht lebensmüde! (リン：やなこった。あたいが殺されちゃうよ) (00:30:12)

27) セリフでは „Was fällt dir ein so etwas Teures zu verlangen!“ と発話されている。

28) セリフの中の „grad“ は „gerade“ の口語形である。字幕には „Du bist wohl nicht die Hellste. Komm, Beeilung!“ と記載されている。

(109) Wo kämen wir denn da hin, wenn ich jedem dahergelaufenen dummen kleinen Mädchen mir nichts, dir nichts eine Arbeit geben würde? (湯婆：お断りだね。これ以上穀潰しを増やしてどうしろと言うんだい) (00:38:41)²⁹⁾

(105D, 105J) は形式上、いずれも陳述であるものの、その意図は「鼻(顔)を引っ込めるように」という皮肉めいた「警告」にある。(106J) は普通体の「しろ」による「命令」だが、(106D) では「ぼんやりするな」の意で使われた「寝入るな」という表現とともに、大げさな皮肉まじりの口調で言い表されている。そうした「非難」の意は言外 (what is implicated) (山梨 1986:150) にある。(107D) では、「利発な、聡明な」の意味を持つ形容詞 „hell“ が名詞化されて「非常に利発な子」(die Hellste) の意で用いられ、文字表現上は「お前は非常に利発な子、という訳ではなさそうだね」という具合に皮肉の一種である「あてこすり」(山梨 1986:118) の表現になっている。(108J) の日本語では「やなこった」と明示的に「拒否」を言明しているものの、(108D) の字幕表現 („Bist du irre?“) とともに「頭がどうかしてしまったのか」「正気なのか」と皮肉たつぷりに述べることで間接的に「拒否」「拒絶」の意を伝えようとしている。同じく日本語の (109J) でも、最初に「お断りだね」と断った後に「どうしろと言うんだい(どうしようもない)」と反語的に言明している。対応するドイツ語の (109D) では、接続法 II による非現実話法が用いられて「もしお前のような役立たずを雇ったら、自分たちはどうになってしまうことか(大変厄介なことになる)」という具合に反語的かつ非明示的に答えている。以上、本節では命令関連の機能を遂行する非明示的諸表現を論じてきたが、分析の結果、どうやら確からしいのは、言語表現それ自体は不完全であり、伝達意図の十全な理解のためには推論による解釈が欠かせない、ということである。

5 おわりに

本論は、語用論とその一部をなす発話行為論で盛んに論じられるテーマ「命令」「要求」「依頼」という主要機能、および最も基本的な表現形式である命令文から出発し、関連諸機能と諸表現形式について、明示的表現と非明示的表現に大別した上で、対照的かつ実証的な考察を行った。「命令」とは、話し手から聞き手に対する代表的「働きかけ」の機能の一つであり、書き言葉よりも話し言葉に多く認められるので、関連表現が多く出現する映画を基盤資料として諸例を抽出し分析を行った。形式上簡素な命令文は強い「命令」を遂行しうるが、副詞を付加し文タイプを変更することにより緩和され、相手に負担を求める「依頼」、相手の利益になる「勧め」等に展開されることを見た。命令文を依頼文に変更するには „bitte“ の挿入が鍵である、という小塩 (1972) の示唆と、その延長線上に位置する田中 (1992) に言及した上で、「命令」「禁止」「指図」「依頼」のような話し手の利益につながる諸表現には「懇願」のニュアンスが加味され、「促し」「勧め」「助言」のよう

29) 字幕には „Wo kämen wir hin, wenn ich jedem dahergelaufenen dummen kleinen Mädchen mir nichts, dir nichts eine Arbeit gebe?“ と記載されている。

な聞き手の利益につながる諸表現では丁寧さの程度が高められることを確認した。次いでモダリティを表す助動詞の付加により、慣用的間接依頼文からなる依頼表現の系列が形成されるのだが、日本語の「てください」の使用が丁寧な依頼表現と結びつくという見解（熊取谷 1995, 森山 2000）を踏まえた上で、当該表現はむしろ「指図」「勧め」「懇願」「意志」として用いられることの方が多く（Levinson 1983:275）、符号的に「依頼」と結びつけることは危険である（中道・土井 1995）という見解を裏付けた。他の諸機能についても、発話行為論のように表現形式と符号的に結びつけるのではなく、話し手と聞き手が潜在的に望ましいと考えていることと、両者の置かれた環境との相互作用の結果として生じる（今井 2001:91f.）と捉えることの方が、より妥当性が高いように考える。日本語における依頼表現の「丁寧さ」の程度を調整するには、性差、年齢、親疎、上下等といった要因を考慮せねばならず、他方ドイツ語では、文タイプの変更、一定の副詞、助動詞の付加、接続法 II の使用等によって果たされることを具体的に例示した。口調やイントネーション、身振りや表情等といった非言語手段も一定の役割を果たすという点は日独語に共通する特徴である。親しい間柄では、発話状況や文脈、世界に対する知識の多くを共有することから、省略表現を用いることで表現の緩和に作用する場合もある。日本語では一度きりの表現（4J, 22J）が、ドイツ語では類似の語句を二三度重ねて表現している例文（4D, 22D）の存在は示唆的である。発話行為論における適切性条件（*felicity conditions*）（Searle 1969:66）はよく知られるところであるが、これが必ずしも当てはまらないように思われる事例も見出された。例えば「祈願」のような独白的表現では、聞き手の存在が前提とはされず、聞き手は発話の機能の一つだけに特定せずとも伝達が成立しうる。換言すれば、伝達機能は単一ではなくむしろ同時平行的に果たされる傾向にあると言えるのではなからうか。非明示的表現の考察を通じて明らかになったのは、聞き手が話し手による伝達意図を正しく解釈するには、言表された文字通りの表現だけでは不十分であり、コンテキストや世界に対する知識を活性化させながら推論することが不可欠である、ということである。ただし推論システムについては目下活発な議論が展開されており、今後のさらなる議論と検討の余地がある。

参考文献

- Bates, E. (1976): *Language and Context: the Acquisition of Pragmatics*. New York Academic Press.
- Blakemore, D. (1992): *Understanding Utterances*. Blackwell.
- Blum-Kulka, S. (1989): 'Playing it Safe: The Role of Conventionality in Indirectness'. In: Blum-Kulka et al. (1989): *Cross-Cultural Pragmatics: Requests and Apologies*. Ablex Publishing Corporation, 37-70.

- Brown, P. and Levinson, S. (1987): *Politeness: Some Universals in Language Usage*. Cambridge University Press.
- Griffiths, P. (1979): 'Speech acts and early sentences'. In: Fletscher, P. and Garman, M. (eds.) (1979): *Language Acquisition*. Cambridge University Press, 105-20.
- Harting, A. (2007): 'Höflichkeit in deutschen und japanischen Bitten: ein Forschungsüberblick'. 『広島外国語教育研究』10, 広島大学外国語教育センター, 109-126.
- Hindelang, G. (1994): 'Sprechakttheoretische Dialoganalyse'. In: Fritz, G. und Hundsnurscher, F. (Hgg.): *Handbuch der Dialoganalyse*. Niemeyer, 95-112.
- House, J. (1989): 'Politeness in English and German: The Function of Please and Bitte'. In: Blum-Kulka et al. (1989): *Cross-Cultural Pragmatics: Requests and Apologies*. Ablex Publishing Corporation, 96-119.
- Ikuta, S. (1998): *Strategies of requesting in Japanese conversational discourse*. Ph. D. thesis, Cornell University.
- Leech, G. (1983): *Principles of Pragmatics*. Longman. (池上嘉彦・河上誓作訳『語用論』紀伊國屋書店 1987)
- Levinson, S. C. (1983): *Pragmatics*. Cambridge University Press. (安井稔・奥田夏子訳『英語語用論』研究社出版 1990)
- Rose, K. R. (1992): *Method and Scope in Cross Cultural Speech Act Research: A Contrastive Study of Requests in Japanese and English*. Ph.D. thesis, University of Illinois.
- Sadock, J. M. (1970): 'Whimperatives'. In: Sadock, J. M. and Vanek, A. L. (eds.): *Studies presented to R.B. Lees by his students*. Edmonton, Canada, 223-238.
- Searle, J. (1969): *Speech Acts*. Cambridge University Press. (坂本百大・土屋俊訳『言語行為：言語哲学への一試論』勁草書房 1986)
- Sperber, D. and Wilson, D. (1986): *Relevance: Communication and Cognition*. Blackwell. (内田聖二他訳『関連性理論—伝達と認知』研究社出版 1993)
- Weinrich, H. (1993): *Textgrammatik der deutschen Sprache*. Dudenverlag. (脇阪豊・植木迪子他訳『テキストから見たドイツ語文法』三修社 2003)
- Wunderlich, D. (1976): *Studien zur Sprechakttheorie*. Suhrkamp.
- Wunderlich, D. (1984): 'Was sind Aufforderungssätze?'. In: Stickel, G. (Hrsg.): *Pragmatik in der Grammatik*. Schwann, 92-117.
- Zifonun, G. (1997): 'F2 Verbmodus'. In: Zifonun, G., Hoffman, L. und Strecker, B.: *Grammatik der deutschen Sprache*. Walter de Gruyter, 1722-1783.
- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 (2000): 『初級を教える人のための日本語文法ハンドブック』, スリーエーネットワーク.

- 今井邦彦 (2001): 『語用論への招待』, 大修館書店.
- 岩崎英二郎 (1998): 『ドイツ語副詞辞典』, 白水社.
- 沖裕子 (1995): 「勸めの依頼表現について」, 『日本語学』 14, 42-60.
- 小塩節 (1972): 「会話で犯しやすい間違い」, 『基礎ドイツ語』 23, 三修社, 18-19.
- 川島淳夫 (1974): 「ドイツ語の敬語」, 『敬語講座 8 世界の敬語』, 明治書院, 204-220.
- 川島淳夫 (編) (1994): 『ドイツ言語学辞典』, 紀伊国屋書店.
- 工藤浩 (2000): 「第 3 章 副詞と文の陳述的なタイプ」, 森山卓郎, 仁田義雄, 工藤浩: 『日本語の文法 3 モダリティ』, 岩波書店, 161-234.
- 熊谷智子 (1995): 「依頼の仕方」, 『日本語学』 14, 22-32.
- 熊取谷哲夫 (1995): 「発話行為理論から見た依頼表現」, 『日本語学』 14, 12-21.
- ザトラウスキー, ポリー (1993): 『日本語の談話の構造分析』, くろしお出版.
- 佐々木倫子 (1995): 「依頼表現の対照研究」, 『日本語学』 14, 61-68.
- 鈴木康志 (2007): 「ドイツ語命令・要求表現のさまざまな形態について—『ブデンブローク家の人々』を例として—」, 『言語と文化』 17, 愛知大学語学教育研究室, 49-71.
- 田中一嘉 (1992): 「「依頼」と「提供」: 聞き手の意向を尋ねる場合」, 『Symposion』 7, 65-74.
- 中川裕之 (2007): 「時の副詞そしてパーティクルとしての *jetzt* —日独語対照研究」, 『Sprache und Kultur』 39, 大阪外国語大学, 107-144.
- 中道真木男・土井真美 (1995): 「日本語教育における依頼の扱い」, 『日本語学』 14, 84-93.
- 仁田義雄 (1991): 『日本語のモダリティと人称』, ひつじ書房.
- 仁田義雄 (2000): 「第 2 章 認識のモダリティとその周辺」, 森山卓郎・仁田義雄・工藤浩: 『日本語の文法 3 モダリティ』, 岩波書店, 79-159.
- 浜田麻里 (1995): 「依頼表現の対照研究」, 『日本語学』 14, 69-75.
- 堀素子 (2006): 「英語の慣用的間接依頼表現」, 『研究論集』 84, 関西外国語大学, 57-74.
- 堀江インカピロム=プリアー (1995): 「依頼表現の対照研究」, 『日本語学』 14, 76-83.
- 益岡隆志 (1991): 『モダリティの文法』, くろしお出版.
- 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃 (2002): 『モダリティ』, くろしお出版.
- 宮地裕 (1995): 「依頼表現の位置」, 『日本語学』 14, 4-11.
- 森山卓郎 (1995): 「「丁寧な依頼」のストラテジーと運用能力」, 『日本語学』 14, 94-101.
- 森山卓郎 (2000): 「第 1 章 基本叙法と選択関係としてのモダリティ」, 森山卓郎・仁田義雄・工藤浩: 『日本語の文法 3 モダリティ』, 岩波書店, 1-78.
- 山梨正明 (1986): 『新英文法選書 12 発話行為』, 大修館書店.
- 吉田光演 (1987): 「命令文と要求行為をめぐって」, 『金沢大学独文研究室報』 4, 21-42.